

債券発行概要書(発行者情報)

(平成 27 年中間事業年度)

自 平成 27 年4月 1 日

至 平成 27 年9月 30 日

— 発行者 —



地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

1. 本「地方公共団体金融機構債券発行概要書 発行者情報 平成 27 年中間事業年度」(以下「本発行者情報概要書」といいます。)は、地方公共団体金融機構法(平成 19 年 5 月 30 日法律第 64 号。以下「機構法」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構法を指します。)第 40 条第 1 項に基づき発行する債券(以下「機構債券」といいます。)の発行者である地方公共団体金融機構(以下「機構」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改組前の地方公営企業等金融機構を指します。)の経理の状況、その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を平成 27 年 9 月 30 日時点の情報に基づき記載しています。なお、将来に関する事項については、平成 27 年 9 月 30 日現在において判断したものです。
2. 当機構は、機構債券のうち政府保証のない一般担保付公募債(以下「地方金融機構債」といいます。)を発行の都度、当該地方金融機構債ごとに「地方公共団体金融機構債券発行概要書 証券情報」(以下「各証券情報概要書」といいます。)を作成する予定です。各証券情報概要書には、該当する地方金融機構債に関する詳細が記載されます。地方金融機構債への投資判断にあたっては、当該各証券情報概要書も併せてご覧ください。また、本発行者情報概要書作成以後に公表すべき事項が発生した場合、各証券情報概要書に補完情報として記載することとします。
3. 機構債券については、金融商品取引法(昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号)第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、したがって、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われていません。本発行者情報概要書は、機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令(平成 20 年 7 月 31 日総務省令第 87 号。以下、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令を指します。)に定める財務諸表、事業報告書及び決算報告書等の既存の資料を抜粋又は要約の上、当機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法に基づく法定開示書類ではありません。
4. 本発行者情報概要書には当機構の財務諸表を記載していますが、これは機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令に依拠して作成したものです。当該財務諸表は、機構法第 37 条第 1 項に基づき、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けておりますが、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明は受けていません。

本発行者情報概要書に関する連絡場所

東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号

電話番号 03-3539-2696

地方公共団体金融機構 資金部 資金課

目 次

第一部【法人情報】	1
第1【法人の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
3【従業員の状況】	2
第2【事業の状況】	3
1【業績等の概要】	3
2【対処すべき課題】	15
3【事業等のリスク】	30
4【経営上の重要な契約等】	32
5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	32
第3【設備の状況】	33
1【主要な設備の状況】	33
2【設備の新設、除却等の計画】	33
第4【機構の状況】	33
1【出資金等の状況】	33
2【役員の状況】	34
第5【経理の状況】	34
【中間財務諸表等】	35
(1)【中間財務諸表】	35
①【中間貸借対照表】	35
②【中間損益計算書】	36
③【中間純資産変動計算書】	37
④【中間キャッシュ・フロー計算書】	39
(2)【主な資産及び負債の内容】	85
(3)【その他】	85
第6【機構の参考情報】	85
中間監査報告書	巻末

第一部【法人情報】

第1【法人の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成26年3月	平成27年3月
経常収益 (百万円)	233,351	219,515	205,019	458,388	434,569
経常利益 (百万円)	98,362	90,683	84,744	188,051	180,499
当期純利益 (百万円)	13,122	15,482	13,659	26,510	30,971
出資金 (百万円)	16,602	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額 (百万円)	127,484	156,327	188,378	142,775	173,489
総資産額 (百万円)	23,704,957	24,262,923	24,668,696	24,101,331	24,524,279
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	563,047	126,670	117,898	630,020	66,626
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△146,128	124,144	20,894	64,809	△137,784
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△650,028	-	-	△646,923	3,193
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	186,158	717,990	538,003	467,175	399,211
職員数 (人)	88	86	88	90	89

(注) 1. 当機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

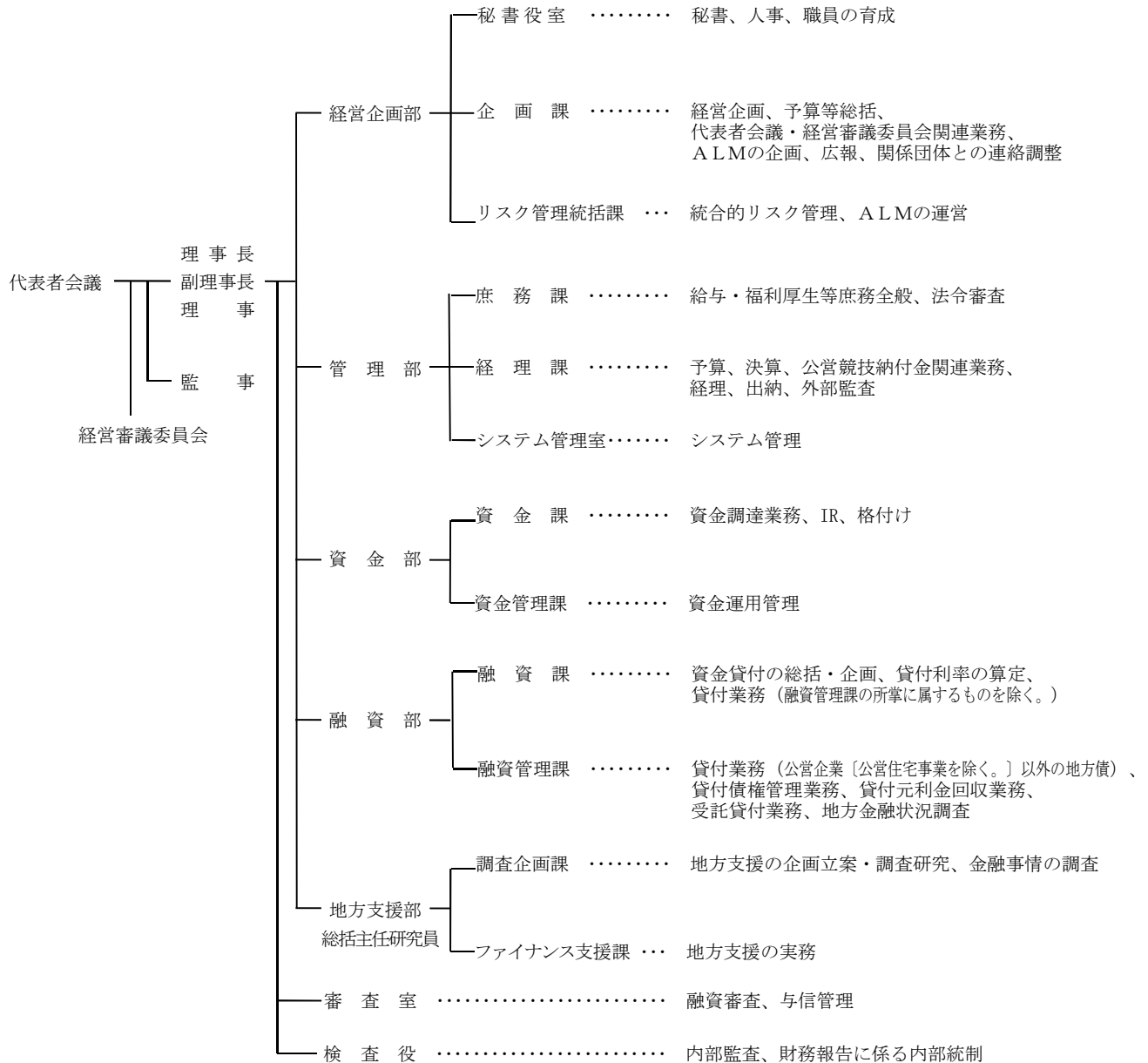
2. 当機構の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 公営企業金融公庫（以下「公庫」といいます。）の出資金166億円（全額政府出資）については、公庫の廃止に伴い全額を国庫に返還しております。当機構の出資金は、全地方公共団体（都道府県・市区町村）の出資によるものであります。

2【事業の内容】

当中間事業年度において、当機構の業務の内容について重要な変更はありません。

(参考) 組織図及び事務分掌 (平成 27 年 9 月 30 日現在)



3【従業員の状況】

平成 27 年 9 月現在における当機構の職員数は、88 人となっております。なお、職員の給与については、都道府県等地方公共団体における給与改定の動向等を踏まえて改定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

①業績

当中間事業年度の業績は以下のとおりであります。

(当中間事業年度の損益状況)

経常収益は2,050億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益2,049億円です。また、経常費用は1,202億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,160億円です。

この結果、経常利益は847億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰入れのための取崩額2,200億円及び公庫時代の貸付けに係る当中間事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額42億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円及び公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額753億円を特別損失として計上しております。

この結果、当中間事業年度の機構全体の中間純利益は136億円となっております。

(当中間事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の24兆6,686億円、負債の部につきましては債券等の24兆4,803億円、純資産総額につきましては地方公共団体出資金等1,883億円を計上しております。

(中間キャッシュ・フローの状況)

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが1,178億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは208億円の収入となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は5,380億円となりました。

②貸付業務の概要

(地方債計画の概要)

平成 27 年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取り組みを着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定されました。

その結果、平成 27 年度の地方債計画は、通常収支分と東日本大震災分を合わせ総額 12 兆 2,064 億円規模とされ、そのうち一般会計債は 5 兆 859 億円、公営企業債は 2 兆 5,140 億円、被災施設借換債は 15 億円、臨時財政対策債は 4 兆 5,250 億円が計上されました。

地方債計画における機構資金の額は、一般会計債、公営企業債、被災施設借換債及び臨時財政対策債について、1 兆 9,710 億円が計上されました。

(貸付計画)

平成 27 年度の貸付計画は、1 兆 8,300 億円といたしました。

(貸付けの概況)

・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、5,440 件、8,357 億 20 百万円の貸付けを行いました。

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、64.4%を占めております。

同意・許可前貸付については、貸付けを行わなかったところです。

・短期貸付

短期貸付については、貸付けを行わなかったところです。

・受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

(株)日本政策金融公庫から委託を受けて行う受託貸付については、23 億円の貸付けを行いました。

(元金回収及び貸付残高の状況)

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還（交通事業の地下鉄事業特例債等については半年賦元金均等償還、地域開発事業の臨海土地造成、内陸工業用地等造成に係るものについては満期一括償還）の方法により、毎年度 9 月 20 日及び 3 月 20 日に行っております。当中間事業年度の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金 213,462 件、8,052 億 22 百万円、利息 243,092 件、2,058 億 33 百万円を収納しました。

また、繰上償還として元金 125 件、35 億 39 百万円、利息 125 件、1 百万円を収納しました。

繰上償還の理由は、旧公庫資金により取得した資産の処分に伴うもの等です。

平成 27 年 9 月末における公社貸付を含む長期貸付残高は 242,853 件、23 兆 4,645 億 89 百万円で、その事業別残高は下表「当中間事業年度末事業別長期貸付残高」のとおりです。

また、平成 27 年 9 月末における受託貸付残高は 21,784 件、3,089 億 76 百万円となりました。

平成 27 年度地方債計画資金区分
(通常収支分)

(単位：億円)

項 目	平成 27 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,389	5,255	763	10,371
2 公営住宅建設事業	1,126	331	141	654
3 災害復旧事業	647	647	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,359	1,290	366	1,703
(1) 学校教育施設等	1,232	669	101	462
(2) 社会福祉施設	376	0	166	210
(3) 一般廃棄物処理	649	486	99	64
(4) 一般補助施設等	562	135	0	427
(5) 施設(一般財源化分)	540	0	0	540
5 一般単独事業	20,543	165	3,860	16,518
(1) 一般	4,351	0	167	4,184
(2) 地域活性化	490	0	90	400
(3) 防災対策	871	0	161	710
(4) 地方道路等	3,221	0	547	2,674
(5) 旧合併特例	6,200	0	1,142	5,058
(6) 緊急防災・減災	5,000	165	1,678	3,157
(7) 公共施設最適化	410	0	75	335
6 辺地及び過疎対策事業	4,565	4,181	0	384
(1) 辺地対策	465	465	0	0
(2) 過疎対策	4,100	3,716	0	384
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	1,000	0	0	1,000
9 調整	100	0	0	100
計	48,074	11,869	5,130	31,075
二 公営企業債				
1 水道事業	4,334	2,336	1,902	96
2 工業用水道事業	178	0	97	81
3 交通事業	1,786	219	373	1,194
4 電気事業・ガス事業	164	0	91	73
5 港湾整備事業	544	176	40	328
6 病院事業・介護サービス事業	4,116	1,310	1,497	1,309
7 市場事業・と畜場事業	2,096	0	100	1,996
8 地域開発事業	805	0	0	805
9 下水道事業	10,981	3,153	3,514	4,314
10 観光その他事業	114	0	11	103
計	25,118	7,194	7,625	10,299
合計	73,192	19,063	12,755	41,374
三 臨時財政対策債	45,250	11,318	6,442	27,490
四 退職手当債	800	0	0	800
総計	119,242	30,381	19,197	69,664

平成 27 年度地方債計画資金区分
(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

(単位：億円)

項 目	平成 27 年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一 般 会 計 債			
公 営 住 宅 建 設 事 業	345	250	95
災 害 復 旧 事 業	33	33	0
一 般 単 独 事 業	10	0	10
計	388	283	105
公 営 企 業 債			
水 道 事 業	2	1	1
病院事業・介護サービス事業	1	0	1
市場事業・と畜場事業	2	0	2
下水道事業	17	6	11
計	22	7	15
合 計	410	290	120
被 災 施 設 借 換 債	15	0	15
総 計	425	290	135

(2) 全国防災事業

(単位：億円)

項 目	平成 27 年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一 般 会 計 債			
全 国 防 災 事 業	2,397	2,019	378
総 計	2,397	2,019	378

平成 27 年度地方債計画資金区分
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円)

項 目	平成 27 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,389	5,255	763	10,371
2 公営住宅建設事業	1,471	581	236	654
3 災害復旧事業	680	680	0	0
4 全国防災事業	2,397	2,019	378	0
5 教育・福祉施設等整備事業	3,359	1,290	366	1,703
(1) 学校教育施設等	1,232	669	101	462
(2) 社会福祉施設	376	0	166	210
(3) 一般廃棄物処理	649	486	99	64
(4) 一般補助施設等	562	135	0	427
(5) 施設(一般財源化分)	540	0	0	540
6 一般単独事業	20,553	165	3,870	16,518
(1) 一般	4,361	0	177	4,184
(2) 地域活性化	490	0	90	400
(3) 防災対策	871	0	161	710
(4) 地方道路等	3,221	0	547	2,674
(5) 旧合併特例	6,200	0	1,142	5,058
(6) 緊急防災・減災	5,000	165	1,678	3,157
(7) 公共施設最適化	410	0	75	335
7 辺地及び過疎対策事業	4,565	4,181	0	384
(1) 辺地対策	465	465	0	0
(2) 過疎対策	4,100	3,716	0	384
8 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
9 行政改革推進	1,000	0	0	1,000
10 調	100	0	0	100
計	50,859	14,171	5,613	31,075
二 公営企業債				
1 水道事業	4,336	2,337	1,903	96
2 工業用水道事業	178	0	97	81
3 交通事業	1,786	219	373	1,194
4 電気事業・ガス事業	164	0	91	73
5 港湾整備事業	544	176	40	328
6 病院事業・介護サービス事業	4,117	1,310	1,498	1,309
7 市場事業・と畜場事業	2,098	0	102	1,996
8 地域開発事業	805	0	0	805
9 下水道事業	10,998	3,159	3,525	4,314
10 観光その他事業	114	0	11	103
計	25,140	7,201	7,640	10,299
合計	75,999	21,372	13,253	41,374
三 被災施設借換債	15	0	15	0
四 臨時財政対策債	45,250	11,318	6,442	27,490
五 退職手当債	800	0	0	800
総計	122,064	32,690	19,710	69,664

当中間事業年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	当中間事業年度貸付額	
		金 額	構成比
一般会計債			
公共事業等	73,500	63,702	7.6
公営住宅事業	15,400	18,058	2.2
旧緊急防災・減災事業	0	105	0.0
全国防災事業	45,000	54,006	6.5
学校教育施設等整備事業	17,300	11,262	1.3
社会福祉施設整備事業	14,900	13,092	1.6
一般廃棄物処理事業	13,400	6,408	0.8
一般事業	4,500	5,351	0.6
地域活性化事業	7,300	8,241	1.0
防災対策事業	18,700	17,614	2.1
地方道路等整備事業	42,500	32,498	3.9
合併特例事業	97,700	98,332	11.8
緊急防災・減災事業	127,200	118,308	14.2
公共施設最適化事業	200	0	0.0
計	477,600	446,977	53.5
臨時財政対策債	699,800	205,199	24.6
(一般会計債等分計)	1,177,400	652,177	78.0
公営企業債			
水道事業(上水道)	151,000	7,066	0.8
(簡易水道)	16,400	14,817	1.8
交通事業(一般交通)	700	363	0.0
(都市高速鉄道)	27,800	1,297	0.2
病院事業	121,000	19,798	2.4
下水道事業	295,100	125,835	15.1
工業用水道事業	6,700	26	0.0
電気事業	4,100	548	0.1
ガス事業	3,700	18	0.0
介護サービス事業	1,700	130	0.0
市場事業	14,100	9,442	1.1
と畜場事業	4,300	552	0.1
駐車場事業	800	651	0.1
小計	647,400	180,543	21.6
港湾整備事業	3,600	2,475	0.3
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	100	526	0.1
小計	3,700	3,001	0.4
計	651,100	183,543	22.0
被災施設借換債	1,500	0	0.0
合計	1,830,000	835,720	100.0

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	当中間事業年度貸付額	
	金額	構成比
都道府県	156,392	18.7
政令指定都市	52,004	6.2
市及び特別区	537,917	64.4
町村	75,211	9.0
企業団・組合等	14,197	1.7
計	835,720	100.0

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	213,180	799,599	242,810	205,229
公社貸付	282	5,622	282	604
計	213,462	805,222	243,092	205,833
長期貸付繰上償還				
一般貸付	125	3,539	125	1
公社貸付	-	-	-	-
計	125	3,539	125	1
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-
計	213,587	808,761	243,217	205,834

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	314,021	1.3	病院事業	755,012	3.2
公営住宅事業	370,245	1.6	下水道事業	8,082,236	34.5
全国防災事業	93,033	0.4	工業用水道事業	199,349	0.9
学校教育施設等整備事業	33,773	0.1	電気事業	47,266	0.2
社会福祉施設整備事業	77,525	0.3	ガス事業	33,869	0.1
一般廃棄物処理事業	6,576	0.0	港湾整備事業	66,011	0.3
一般事業	45,935	0.2	介護サービス事業	22,964	0.1
臨時河川等整備事業	90,419	0.4	市場事業	78,530	0.3
臨時高等学校整備事業	37,394	0.2	と畜場事業	11,204	0.1
臨時地方道整備事業	1,964,794	8.4	観光施設事業	3,483	0.0
地域活性化事業	49,231	0.2	駐車場整備事業	36,398	0.2
防災対策事業	136,239	0.6	産業廃棄物処理事業	1,160	0.0
地方道路等整備事業	472,133	2.0	地域開発事業	469	0.0
合併特例事業	920,811	3.9	一般貸付計	23,400,515	99.7
緊急防災・減災事業	586,395	2.5	道路公社	64,075	0.3
臨時財政対策債	4,126,637	17.6	公社貸付計	64,075	0.3
水道事業	3,559,799	15.1	合計	23,464,589	100.0
一般交通事業	8,509	0.0			
都市高速鉄道事業	1,169,094	5.0			

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度末の都道府県別長期貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	288	406,378	5,153	718,565	8,048	211,330	300	26,744	-	-	13,789	1,363,016
青森	210	36,185	1,960	245,169	1,411	47,330	103	13,535	-	-	3,684	342,218
岩手	233	57,315	2,690	255,561	716	28,798	218	17,062	-	-	3,857	358,736
宮城	383	146,918	4,640	396,014	2,643	55,302	129	9,276	-	-	7,795	607,510
秋田	214	26,514	4,588	251,207	1,142	14,145	7	281	-	-	5,951	292,147
山形	255	79,158	2,695	183,452	1,919	37,692	139	4,825	10	44	5,018	305,171
福島	384	76,143	3,536	267,022	3,004	56,772	192	21,840	3	166	7,119	421,942
茨城	479	124,001	6,382	435,331	1,334	42,343	226	22,280	4	323	8,425	624,278
栃木	249	56,601	3,309	225,292	774	26,001	7	2,949	7	402	4,346	311,246
群馬	283	54,084	3,584	206,097	1,841	40,241	37	6,853	-	-	5,745	307,275
埼玉	260	233,894	6,117	641,819	1,658	51,865	236	17,074	13	691	8,284	945,341
千葉	405	105,476	4,799	615,237	807	23,710	378	45,614	11	1,815	6,400	791,852
東京	130	170,250	2,026	308,842	188	4,606	29	17,314	-	-	2,373	501,012
神奈川	235	161,851	2,898	858,134	988	36,396	74	85,549	-	-	4,195	1,141,929
新潟	269	51,870	8,258	501,280	905	19,833	140	14,283	-	-	9,572	587,265
富山	282	37,180	3,788	301,280	540	24,943	140	13,388	10	381	4,760	377,172
石川	179	30,144	2,771	222,972	1,204	43,598	20	2,581	-	-	4,174	299,295
福井	253	48,214	2,164	144,741	889	15,637	68	3,718	-	-	3,374	212,311
山梨	155	45,479	3,067	118,999	1,082	17,337	155	7,437	-	-	4,459	189,251
長野	234	42,841	4,254	294,935	3,115	71,522	167	14,722	10	603	7,780	424,622
岐阜	217	148,019	4,359	230,305	1,210	37,015	8	1,199	-	-	5,794	416,539
静岡	362	67,409	4,973	380,667	688	22,920	71	12,637	14	718	6,108	484,351
愛知	295	215,517	5,205	683,145	869	25,619	111	5,156	51	28,489	6,531	957,925
三重	382	142,525	3,955	282,681	1,063	28,656	31	4,797	-	-	5,431	458,659
滋賀	216	73,633	4,247	245,066	584	14,757	102	5,686	3	24	5,152	339,166
京都	213	47,328	3,436	460,246	1,014	28,631	19	4,170	11	789	4,693	541,164
大阪	117	108,695	5,259	1,401,501	857	31,520	232	73,844	17	5,823	6,482	1,621,382
兵庫	316	413,898	7,618	942,059	1,875	82,163	458	64,857	48	4,651	10,315	1,507,627
奈良	271	104,361	2,340	172,098	1,821	57,056	18	3,433	2	330	4,452	337,278
和歌山	114	39,402	1,548	192,013	1,309	54,308	58	6,599	-	-	3,029	292,322
鳥取	294	52,564	1,280	104,899	1,848	49,185	25	2,944	-	-	3,447	209,592
島根	237	101,677	2,487	214,497	307	8,558	57	3,374	-	-	3,088	328,105
岡山	299	117,989	4,648	385,435	1,284	32,597	104	22,242	-	-	6,335	558,262
広島	406	166,370	4,333	510,476	928	30,307	8	1,412	17	6,943	5,692	715,509
山口	418	60,470	4,313	269,369	568	13,252	112	8,953	-	-	5,411	352,043
徳島	188	47,955	1,348	113,830	784	26,262	3	91	-	-	2,323	188,139
香川	245	28,457	2,115	125,705	822	20,829	12	2,034	-	-	3,194	177,024
愛媛	116	24,369	2,317	204,665	607	23,549	14	1,418	-	-	3,054	254,002
高知	144	85,079	1,469	139,823	673	19,885	8	10,998	-	-	2,294	255,785
福岡	109	105,986	4,690	905,713	1,980	98,202	251	23,442	27	11,326	7,057	1,144,670
佐賀	56	32,843	1,581	161,293	616	30,343	99	12,119	-	-	2,352	236,597
長崎	149	49,319	2,760	279,270	638	18,392	15	3,943	8	362	3,570	351,285
熊本	172	56,087	2,730	208,844	1,536	47,175	32	2,599	8	81	4,478	314,785
大分	119	24,499	2,249	150,933	162	5,552	-	-	-	-	2,530	180,984
宮崎	165	71,834	2,067	156,006	715	20,489	9	1,082	-	-	2,956	249,412
鹿児島	175	130,327	2,386	176,223	796	21,827	15	2,885	4	115	3,376	331,377
沖縄	248	93,437	1,458	137,404	861	24,073	42	2,100	-	-	2,609	257,014
合計	11,423	4,600,544	165,850	16,426,110	60,623	1,742,523	4,679	631,338	278	64,075	242,853	23,464,589

- (注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(255件、69,020百万円)を含みます。
 2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

③資金調達状況

当中間事業年度における地方金融機構債の発行総額は5,210億円（発行価額ベース。以下同じ。）であり、その内訳は10年債1,400億円、20年債850億円、5年債100億円、F L I P 1,675億円、MTNプログラム1,185億円（円換算後）となっております。なお、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券の発行額は10年債1,650億円となっております。

また、公庫から承継した債権の管理を円滑に行うため、既往の政府保証債の借換えについて、政府保証債10年債2,600億円、同8年債500億円、同6年債600億円を発行しました。

この結果、当中間事業年度末において機構債券の発行残高は、19兆5,894億円（額面ベースでは、19兆6,013億円）、長期借入金の借入残高は1,105億円となっております。

なお、当中間事業年度の機構債券の発行条件等は、以下のとおりであります。

（注）F L I P（Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営）

F L I Pは、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

（注）MTNプログラム

MTNプログラムとは、Medium Term Note プログラムの略称であり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の条件決定のみを行うことで海外市場において債券発行を行うことができるプログラムです。

また、MTNプログラムによる調達資金はスワップ取引を用いて、すべて円建てにしております。

当中間事業年度債券発行状況

（地方金融機構債（公募国内債））

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第71回	10年	250	0.465	100	H27. 4. 20	H37. 4. 28
第72回	10年	250	0.529	100	H27. 5. 26	H37. 5. 28
第73回	10年	200	0.592	100	H27. 6. 23	H37. 6. 27
第74回	10年	200	0.519	100	H27. 7. 21	H37. 7. 28
第75回	10年	300	0.529	100	H27. 8. 20	H37. 8. 28
第76回	10年	200	0.505	100	H27. 9. 17	H37. 9. 26
第43回	20年	200	1.171	100	H27. 4. 20	H47. 4. 27
第44回	20年	300	1.298	100	H27. 6. 23	H47. 6. 28
第45回	20年	200	1.248	100	H27. 7. 21	H47. 7. 27
第46回	20年	150	1.189	100	H27. 9. 17	H47. 9. 28
第17回	5年	100	0.150	100	H27. 4. 20	H32. 4. 28
F265回	20年	200	1.185	100	H27. 4. 8	H47. 3. 28
F266回	11年	55	0.430	100	H27. 4. 27	H38. 4. 24
F267回	18年	30	0.942	100	H27. 4. 27	H45. 4. 28
F268回	21年	45	1.143	100	H27. 4. 27	H48. 3. 19
F269回	25年	30	1.291	100	H27. 4. 27	H52. 4. 27

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F270回	30年	40	1.465	100	H27. 4. 27	H57. 3. 17
F271回	6年	40	0.127	100	H27. 4. 30	H33. 5. 28
F272回	9年	200	0.352	100	H27. 4. 30	H36. 3. 19
F273回	15年	30	0.729	100	H27. 4. 30	H42. 5. 28
F274回	18年	35	0.937	100	H27. 4. 30	H45. 3. 18
F275回	25年	30	1.286	100	H27. 4. 30	H52. 4. 27
F276回	30年	30	1.448	100	H27. 4. 30	H57. 4. 28
F277回	2年	30	0.045	100	H27. 4. 30	H29. 4. 28
F278回	18年	40	0.962	100	H27. 4. 30	H45. 4. 28
F279回	22年	30	1.214	100	H27. 4. 30	H49. 4. 28
F280回	30年	50	1.474	100	H27. 4. 30	H57. 3. 17
F281回	18年	30	0.999	100	H27. 4. 30	H45. 9. 21
F282回	19年	30	1.058	100	H27. 4. 30	H46. 5. 26
F283回	30年	50	1.478	100	H27. 4. 30	H57. 3. 17
F284回	21年	35	1.184	100	H27. 5. 14	H47. 12. 28
F285回	9年	200	0.461	100	H27. 7. 27	H36. 6. 20
F286回	18年	30	1.089	100	H27. 7. 31	H45. 8. 26
F287回	21年	30	1.293	100	H27. 7. 27	H48. 6. 27
F288回	25年	45	1.437	100	H27. 7. 27	H52. 7. 27
F289回	7年	30	0.259	100	H27. 7. 31	H34. 11. 28
F290回	8年	30	0.353	100	H27. 7. 31	H35. 9. 28
F291回	18年	30	1.081	100	H27. 7. 31	H45. 12. 20
F292回	18年	60	1.076	100	H27. 7. 31	H45. 12. 28
F293回	19年	30	1.150	100	H27. 7. 31	H46. 12. 20
F294回	25年	30	1.392	100	H27. 7. 31	H52. 7. 31
F295回	40年	100	1.786	100	H27. 7. 31	H67. 7. 30

償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (MTN プログラムによる債券))

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨	円換算後 (億円) ※				
第 49 回	7 年	米ドル	1,185	2.000	99.391	H27. 4.21	H34. 4.21

※ 円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額です。

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A 号第 63 回	10 年	300	0.480	100	H27. 4.20	H37. 4.18
A 号第 64 回	10 年	300	0.525	100	H27. 5.26	H37. 5.26
A 号第 65 回	10 年	300	0.622	100	H27. 6.23	H37. 6.23
A 号第 66 回	10 年	250	0.574	100	H27. 7.21	H37. 7.18
A 号第 67 回	10 年	250	0.535	100	H27. 8.20	H37. 8.20
A 号第 68 回	10 年	250	0.515	100	H27. 9.18	H37. 9.18

償還方法：満期一括償還

(政府保証国内債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第 71 回	10 年	450	0.391	100	H27. 4.27	H37. 4.25
第 72 回	10 年	450	0.509	100	H27. 5.25	H37. 5.23
第 73 回	10 年	450	0.484	100	H27. 6.15	H37. 6.13
第 74 回	10 年	450	0.557	100	H27. 7.15	H37. 7.15
第 75 回	10 年	400	0.440	100	H27. 8.17	H37. 8.15
第 76 回	10 年	400	0.425	100	H27. 9.14	H37. 9.12
第 4 回	8 年	500	0.311	100	H27. 7.30	H35. 7.28
第 16 回	6 年	600	0.150	100	H27. 5.28	H33. 5.28

償還方法：満期一括償還

2【対処すべき課題】

当機構は、「地方の、地方による、地方のための地方債資金共同調達機関」として、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行することとしております。

(1) 地方共同法人にふさわしいガバナンス（企業統治）の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを目指します。

(2) 地方の金融ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の金融ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開することを目指します。

(3) 資本市場における確固たる信認の獲得

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を獲得し、有利な資金調達を安定的に実現することを目指します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

これを踏まえた、平成27年度事業実施方針並びに平成27年度事業計画、資金計画、予算及び収支に関する中期的な計画の抜粋については、下記のとおりであります。

①平成 27 年度事業実施方針

地方公共団体金融機構は、地方債計画に基づく多様な事業への貸付けを通じ、住民生活に密着した事業を支えるとともに、このために必要な資金については、国内外の市場で多様な手法を活用し、低コストで安定的な調達を行うよう努める。

併せて、地方公共団体における民間金融機関等からの資金調達等に関し積極的に支援し、「地方の、地方による、地方のための」機構としてその使命を十分に果たすことを目指す。

I 平成 27 年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

また、東日本大震災からの復旧・復興に向けた地方公共団体の取組を支援するとともに、地方公共団体が緊急に取り組む防災・減災等の事業を引き続き推進する。

2. 平成 27 年度貸付計画の概要

平成 27 年度地方債計画における機構資金の計上額（通常収支対応分 19,197 億円、東日本大震災分 513 億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、18,300 億円を計上する（平成 26 年度貸付計画額 18,000 億円から 300 億円、1.7%の増。詳細は表 1 のとおり）。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、一般事業債、地域活性化事業債、防災対策事業債、地方道路等整備事業債、合併特例事業債及び緊急防災・減災事業債のほか、新たに貸付対象とした公共施設最適化事業債、「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等債、公営住宅事業債、全国防災事業債、学校教育施設等整備事業債、社会福祉施設整備事業債及び一般廃棄物処理事業債の事業種別に応じ、所要額を計上する。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第 5 条の特例として措置される臨時財政対策債について、所要額を計上する。

(3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、所要額を計上する。

(4) 被災施設借換債の確保

下記 5 のとおり、旧公営企業金融公庫資金及び機構資金に係る被災施設借換債について、15 億円を計上する。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率、金利方式、償還年限及び据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

また、平成 27 年度においては、地方のニーズを踏まえ、公営企業で耐用年数が非常に長期である上・下水道等の事業について償還年限を最長で 40 年に延長する等、貸付条件の改正を行う。

4. 審査

資本市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握の充実を図りつつ、引き続き与信管理を適切に実施する。

5. 被災繰上償還のための借換債

旧公営企業金融公庫資金及び機構資金によって取得した施設が東日本大震災等により滅失し繰上償還を行う場合、その財源に充てるために起こされる被災施設借換債に機構資金の貸付けを行う（民間等資金により難しい事情がある場合に限る）。

(表1)

平成27年度事業別貸付計画

(単位：億円、%)

事業等名		区分	平成27年度	平成26年度	差引	増減率	【参考】
			計画額 (A)	計画額 (B)	(A)-(B) (C)	(C) / (B) × 100	平成27年度 地方債 計画計上額
一般 会 計 債	公共事業等		735	653	82	12.6	763
	公営住宅事業		154	131	23	17.6	236
	旧緊急防災・減災事業		-	586	△586	皆減	-
	全国防災事業		450	100	350	350.0	378
	学校教育施設等整備事業		173	97	76	78.4	101
	社会福祉施設整備事業		149	148	1	0.7	166
	一般廃棄物処理事業		134	2	132	6,600.0	99
	一般事業		45	30	15	50.0	177
	地域活性化事業		73	97	△24	△24.7	90
	防災対策事業		187	181	6	3.3	161
	地方道路等整備事業		425	418	7	1.7	547
	合併特例事業		977	1,399	△422	△30.2	1,142
	緊急防災・減災事業		1,272	694	578	83.3	1,678
	公共施設最適化事業		2	-	2	皆増	75
計			4,776	4,536	240	5.3	5,613
臨時財政対策債			6,998	6,950	48	0.7	6,442
(一般会計債等分 計)			11,774	11,486	288	2.5	12,055
公 営 企 業 債	水道事業(上水道)		1,510	1,487	23	1.5	1,716
	水道事業(簡易水道)		164	137	27	19.7	187
	交通事業(一般交通)		7	11	△4	△36.4	9
	交通事業(都市高速鉄道)		278	295	△17	△5.8	364
	病院事業		1,210	928	282	30.4	1,478
	下水道事業		2,951	3,242	△291	△9.0	3,525
	工業用水道事業		67	101	△34	△33.7	97
	電気事業		41	24	17	70.8	48
	ガス事業		37	75	△38	△50.7	43
	介護サービス事業		17	26	△9	△34.6	20
	市場事業		141	113	28	24.8	78
	と畜場事業		43	15	28	186.7	24
	駐車場事業		8	14	△6	△42.9	9
	小計			6,474	6,468	6	0.1
港湾整備事業			36	31	5	16.1	40
観光施設事業・産業廃棄物処理事業			1	0	1	皆増	2
小計			37	31	6	19.4	42
計			6,511	6,499	12	0.2	7,640
被災施設借換債			15	15	0	0.0	15
計			18,300	18,000	300	1.7	19,710

注1) 事業等名は、平成27年度地方債計画に基づき区分した。

注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。

注3) 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計550億円を計上した。

Ⅱ 平成 27 年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を維持しながら資金調達を行う。

また、これまでない低金利の状況が継続し、投資家の需要など市場環境が大きく変化していることを踏まえ、実際に資金調達を行うに当たっては、これまで以上に弾力的・機動的に対応していくこととする。

(1) 資金調達手段の多様化

① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。国内債については、定例債として 10 年債、20 年債、5 年債を発行するとともに、引き続き F L I P (Flexible Issuance Program) による投資家ニーズに応じた柔軟な債券発行を行う。また、市場の環境に応じ、スポット債の発行のほか、必要に応じて借入も活用する。

国外債については、ベンチマーク債の定例的な発行に努めるとともに、個人向け売出外債を継続的に発行する。

また、前年度に引き続き、フレックス枠を活用して、定例債の増額やスポット債の発行を行うなど、市場の動向に応じて、より一層機動的な発行に努める。

③ 多様な市場における債券発行

J F M ブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

② 積極的な I R の実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場からの確固たる信認を維持できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等の I R を積極的に実施する。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対する I R についても積極的に実施する。

③ 半期ごとの資金調達計画の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し公表するとともに、年度中の 9 月においても下半期の資金調達計画を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 平成 27 年度資金調達計画の概要

- (1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、平成 27 年度においては、表 2 のとおり公募債を 10,000 億円発行する予定である。また、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券を 3,000 億円発行する予定である。
- (2) 公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、平成 27 年度においては、公庫債権金利変動準備金 3,000 億円を国に納付するために必要な資金について、政府保証債の発行により確保することも踏まえ、表 2 のとおり 7,200 億円を発行する予定である。

平成 27 年度資金調達計画

1. 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	平成 27 年度	平成 26 年度
国内債	6,100 億円	7,300 億円
10 年債	2,700 億円	3,600 億円
20 年債	1,000 億円	1,200 億円
5 年債	200 億円	300 億円
F L I P	2,200 億円	2,200 億円
国外債	2,200 億円	2,200 億円
フレックス枠	1,700 億円	1,500 億円
計	10,000 億円	11,000 億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入等に活用する。

※ 平成 26 年度については、当初計画額を計上。なお、平成 26 年 12 月に 11,500 億円以内に見直している。

(2) 地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

平成 27 年度	平成 26 年度
3,000 億円	3,000 億円

2. 政府保証債

債券の種類	平成 27 年度	平成 26 年度
10 年債	5,000 億円	4,300 億円
8 年債	1,000 億円	-
6 年債	1,200 億円	2,000 億円
計	7,200 億円	6,300 億円

Ⅲ 平成 27 年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

地方公共団体のニーズにあわせて、民間金融機関等からの資金調達などに関し、必要な支援を実施する。

2. 平成 27 年度地方支援業務の概要

拡大・多様化する地方公共団体のニーズを踏まえ、引き続き、人材育成、実務支援、調査研究、情報発信の 4 つを業務の柱として実施する。

平成 27 年度は、各研修の開催会場数や種類を増やし、集合研修の受講機会の充実を図る。さらに、資金調達等に関して、工夫をして取り組んでいる地方公共団体に対する表彰を引き続き実施する。

また、地方公営企業会計適用拡大・経営戦略策定及び地方公会計制度に係る統一的な基準に基づく財務書類等の作成を支援する。

(1) 人材育成

地方公共団体の職員が、各団体において、最適な資金調達等を実現する上で必要不可欠な金融知識を習得するための研修会や出前講座を実施するとともに、その講座メニューの追加・拡充により、事業の充実を図る。

① 研修会の開催

資金調達・資金運用に関する基礎的な知識の習得を目的とした研修会を実施する。市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催による宿泊型研修を実施する。また、機構主催の資金調達入門研修については、開催会場を 7 箇所から 9 箇所に、資金運用入門研修については、開催会場を 1 箇所から 3 箇所に拡充するとともに、ワンランクレベルの高い実務研修を新たに実施し、集合研修の受講機会の充実を図る。

② 出前講座の開催

地方公共団体に機構職員を講師として派遣し、個別の要望に応じたテーマで講義を実施する。

③ 学習用教材の提供

資金調達等に係る基礎的な知識に資する教材をホームページ等を通じて提供する。

(2) 実務支援

地方公共団体からの資金調達等に関する支援要請に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーや特定のテーマに知見を有する専門家の派遣などにより、きめ細かな支援を提供する。

① 資金調達等に係る実務支援

地方公共団体が抱える資金調達・資金運用に係る具体的な課題や疑問に対して、自治体ファイナンス・アドバイザーが、電話やメール、訪問などの方法によって個別に助言を行う。また、住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーが助言を行うとともに、広報経費等に対し助成を行う。

② 地方公営企業会計適用拡大・経営戦略策定の支援のための専門家の派遣

新たに地方公営企業会計の適用を行う地方公共団体の経営戦略の策定を支援するために、都道府県等が開催する研修会等に対し、公認会計士等の専門家を派遣する。

③ 地方公会計制度に係る統一的な基準に基づく財務書類等の作成の支援

地方公共団体の経営改善を促進するため、複式簿記・発生主義に基づく新たな地方公会計の整備が進められていることから、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）との連携のもとでの共通のソフトウェアの開発や、都道府県等が開催する研修会等への公認会計士等の専門家の派遣により、地方公共団体における統一的な基準に基づく財務書類等の作成を支援する。

(3) 調査研究

地方公共団体の資金調達等や地方財政における金融の意義・役割など、地方金融に関する総合的な研究を実施し、その成果を地方公共団体へ還元する。

① 調査研究の実施

研究者、シンクタンク等との連携強化を図りつつ、銀行からの借入等に関する調査など、地方公共団体の業務向上に資するテーマについて調査研究を実施し、その成果を蓄積・活用するとともに、地方公共団体に提供する。

② フォーラム等の開催

東京大学寄付講座を引き続き設置するとともに、地方公共団体の資金調達等のあり方など地方金融に関する総合的な研究を推進し、その研究や議論の成果を地方公共団体に還元するため複数地域でフォーラム・シンポジウムを開催する。

(4) 情報発信

ホームページやパンフレットなどを効果的に活用することにより情報発信を強化し、地方支援業務を積極的に周知するとともに、地方公共団体が資金調達等を行う上で参考となる経済・金融データ、金融知識、お役立ちレポートなどを提供する。加えて、地方公共団体のニーズを掘り起こし、地方支援業務のさらなる充実を図る。

また、資金調達等に関して、工夫をして取り組んでいる地方公共団体を表彰することにより、地方公共団体の資金担当職員等の意識向上を図るとともに、その取組事例を全国の地方公共団体に対し広く周知を図ることにより、地方公共団体全体のより良い資金調達等につなげる。

IV 平成 27 年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するとともに、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の運用及び評価を行う。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、実践的なマニュアルの整備や研修等による職員のリスク意識の向上などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構においては、資金調達に 10 年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長 40 年の元利均等償還貸付と、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適切に実施しながら、金利変動準備金による対応等、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からの ALM を実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM 委員会において ALM 運営方針を定め、デュレーションギャップを活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、定期的にモニタリングを行うことにより、ALM の内容を適切に経営判断に反映させる。

(3) 機構における流動性リスクの管理

① 流動性リスクへの対応として、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理するとともに、引き続き、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結し、また、余裕資金については短期で運用する。

② さらに、国際的な金融規制の動向（バーゼルⅢの流動性規制の導入）を踏まえ、機構の自主的な取組として、資金の流動性を補完するための資産を確保することにより、流動性リスクの軽減に努める。

(4) 災害対策

東日本大震災等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払いと融資）を着実に実施できる体制を確保する。

3. 内部統制の基本スタンス

機構の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行うとともに、その評価を実施する。

また、法令に基づき、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

V 平成 27 年度のシステム投資について

1. 基本的な考え方

業務・システムの抜本見直しに伴う新システムへの移行を踏まえ、新システムの安定稼働を着実に進めるとともに、新たな情報セキュリティ上の脅威等への対応に留意しつつ、システムの更なる改善を図る。

2. 平成 27 年度システム投資方針

平成 26 年度に開発を完了した新システムの維持改善を図りつつ、償還年限の延長に伴う公営企業債の貸付条件の見直しや、地方公営企業会計基準の見直しといった制度改正に伴うものを中心にシステム改修を着実に実施する。

VI 平成 27 年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

業務を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の整備を図る。

2. 平成 27 年度における組織・体制の整備

高度かつ多様な業務遂行のため、民間の金融実務経験者を積極的に活用するとともに、地方三団体の協力を得て地方公共団体からの派遣職員の確保を図る。

また、機構職員に対して O J T 研修や金融関連業務に係る実務研修等を計画的に行い、人材育成を図る。

②平成27年度事業計画

- 1 平成27年度における貸付金は、1,830,000百万円を予定しており、事業別の貸付計画額は別紙1のとおりとする。
- 2 平成27年度における貸付回収金は、1,630,747百万円を予定している。
- 3 平成27年度における地方公共団体金融機構債券の発行は、非政府保証機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会の引受による債券）1,300,000百万円、政府保証機構債720,000百万円、合計2,020,000百万円を予定しており、資金調達計画額は別紙2のとおりとする。
- 4 平成27年度における債券償還金は、1,730,970百万円を予定している。
- 5 平成27年度における地方公共団体の資金調達に関する支援業務として、地方公共団体のニーズにあわせて、人材育成、調査研究、実務支援、情報発信の実施を予定している。
- 6 平成27年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、2,440百万円を予定している。

(別紙1)

平成27年度 事業別の貸付計画

(単位：億円)

事業名	貸付計画額
一般会計債	
公共事業等	735
公営住宅事業	154
全国防災事業	450
学校教育施設等整備事業	173
社会福祉施設整備事業	149
一般廃棄物処理事業	134
一般事業	45
地域活性化事業	73
防災対策事業	187
地方道路等整備事業	425
合併特例事業	977
緊急防災・減災事業	1,272
公共施設最適化事業	2
計	4,776
公営企業債	
水道事業（上水道）	1,510
水道事業（簡易水道）	164
交通事業（一般交通）	7
交通事業（都市高速鉄道）	278
病院事業	1,210
下水道事業	2,951
工業用水道事業	67
電気事業	41
ガス事業	37
介護サービス事業	17
市場事業	141
と畜場事業	43
駐車場事業	8
港湾整備事業	36
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	1
計	6,511
被災施設借換債	15
臨時財政対策債	6,998
合計	18,300

平成27年度 資金調達計画

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	平成27年度
国内債	6,100億円
10年債	2,700億円
20年債	1,000億円
5年債	200億円
FLIP	2,200億円
国外債	2,200億円
フレックス枠	1,700億円
計	10,000億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入等に活用する。

(2) 地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

平成27年度
3,000億円

2 政府保証債

債券の種類	平成27年度
10年債	5,000億円
8年債	1,000億円
6年債	1,200億円
計	7,200億円

③平成27年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	4,147,615
貸付金	1,830,000
有価証券	50,000
債券償還金	1,730,970
事業損金	236,193
事務費	3,139
支払利息	227,639
債券発行費	4,857
元利金支払手数料	558
固定資産取得費	451
国庫納付金	300,000
その他	1
資金収入合計	4,055,145
貸付回収金	1,630,747
地方公共団体金融機構債券	2,020,000
事業益金	400,731
公営競技納付金	3,000
雑収入	668
資金収支差額（資金収入－資金支出）	△92,469
前期末現金預け金等	1,063,271
期末現金預け金等	970,801

- (注) 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。
- 2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

④平成27年度予算

平成27年度の予算は、次のとおりである。

1. 予 算 総 則

- 1 地方公共団体金融機構債券の限度額は、2,345,000百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に規定する債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、事業計画及び資金計画に規定する同債券の発行予定額の100分の50に相当する金額の範囲内において、前項に規定する限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。
- 4 理事長は、第1項に規定する地方公共団体金融機構債券の限度額（第2項の規定により限度額が増額された場合を含む。）から既に発行している債券の金額を差し引いた額を限度として、長期借入金を行うことができる。
- 5 前項の規定により長期借入金をしたときは、第1項の限度額（第2項の規定により限度額が増額された場合を含む。）から当該長期借入金の金額を減額した金額を限度額とする。

2. 平成27年度 予定損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	403,778
資金運用収益	400,659
貸付金利息	400,106
有価証券利息及び預け金利息	62
その他の受入利息	491
役務取引等収益	107
その他経常収益	3,011
地方公共団体健全化基金受入額	3,000
その他の経常収益	11
経常費用	238,407
資金調達費用	229,299
債券利息	228,734
借入金利息	565
役務取引等費用	516
その他業務費用	4,498
営業経費	4,094
人件費	901
業務費	2,079
その他の営業経費	1,115
経常利益	165,371
特別利益	528,219
公庫債権金利変動準備金取崩額	520,000
利差補てん積立金取崩額	8,219
特別損失	667,277
金利変動準備金繰入額	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	147,277
国庫納付金	300,000
当期純利益	26,312

(注) 1. 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 平成27年度 予定貸借対照表
(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	23,618,901	債券	19,836,080
有価証券及び現金預け金	1,045,801	借入金	85,500
その他資産	10,855	金融商品等受入担保金	177,000
有形固定資産及び無形固定資産	4,522	その他負債	10,257
		地方公共団体健全化基金	920,238
		基本地方公共団体健全化基金	920,238
		特別法上の準備金等	3,446,914
		金利変動準備金	1,760,000
		公庫債権金利変動準備金	1,638,581
		利差補てん積立金	48,332
		負債の部合計	24,475,988
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	133,656
		一般勘定積立金	133,656
		評価・換算差額等	166
		管理勘定利益積立金	53,666
		純資産の部合計	204,090
資産の部合計	24,680,079	負債及び純資産の部合計	24,680,079

(注) 1. 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

⑤収支に関する中期的な計画 (平成27年度～平成29年度)

(単位：億円)

科 目	27年度計画	28年度計画	29年度計画
経常収益	4,040	3,840	3,710
経常費用	2,380	2,290	2,240
経常利益	1,650	1,550	1,460
特別損益	△1,390	△1,290	△1,180
当期純利益	260	270	280

(注) 1. 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるもの。

2. 四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3【事業等のリスク】

本発行者情報概要書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、平成 27 年 9 月 30 日現在において当機構が判断したものであります。

① 信用リスクについて

(1) 貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制において原則としてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、当機構全体の貸付残高は当中間事業年度末現在で 23 兆 4,645 億円となっておりますが、そのうち 0.3% 程度の 641 億円は、公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付けに係るものであります。当機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しており、債権はすべて非分類となっております。

また、機構貸付残高のうち、財政再生団体及び財政健全化団体である地方公共団体に対するものは全体の 0.02%未済となっております。

(2) 市場取引に係る信用リスク

当機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

② 市場リスクについて

(1) 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

○借換えに伴う金利リスクへの対応

当機構は、地方公共団体に対し、最長 40 年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。当中間事業年度末の金利変動準備金は、一般勘定で 1 兆 7,600 億円、管理勘定で 1 兆 8,668 億円、両勘定合計で 3 兆 6,268 億円となっております。

- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成25年度から平成29年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、機構では、市場動向を踏まえた最も有利な条件での債券の募集発行を機動的に行うことを第一義としながら、FLIPやフレックス枠を活用し、10年を超える超長期債の継続的な発行など債券の発行年限をきめ細かく調整することで、負債（債券等）デュレーションの長期化に努めるなど、デュレーションギャップの縮小に取り組んでおります。
- ・貸付けにおいても、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約4割を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしております。
- ・なお、先述のとおり、公営企業債の償還年限を最長40年に延長することとしており、これにより一定程度のデュレーションギャップの拡大が見込まれるものの、金利リスクへの備えとして金利変動準備金を保有しております。さらに、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしており、金利リスクの軽減に努めております。
- ・一方で、旧公営企業金融公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っていますが、上記のとおり所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。
- ・なお、平成27年度から平成29年度までの3年間で、機構法附則第14条の規定に基づき、総額6,000億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

(参考) 平成27年9月30日現在

一般勘定	・資産（貸付）デュレーション 8.76年・負債（債券等）デュレーション7.70年・デュレーションギャップ1.06年（前年同期比+0.12年）
管理勘定	・資産（貸付）デュレーション 6.19年・負債（債券）デュレーション4.52年・デュレーションギャップ1.67年（前年同期比△0.16年）
機構全体	・資産（貸付）デュレーション 7.43年・負債（債券等）デュレーション6.00年・デュレーションギャップ1.43年（前年同期比△0.07年）

○調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

当機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

(2) 為替リスク等

当機構は、債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしております。

また、当機構は、余裕資金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有することにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③ 流動性リスク

当機構は、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることにより、損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、本邦金融機関の一部にバーゼルⅢの流動性規制が適用されたことを踏まえ、本来規制の対象外である機構においても、その自主的な取組みとして流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

④ オペレーショナルリスク

(1) 事務リスク

当機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。このため、当機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めております。

(2) システムリスク

当機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しております。

(3) その他のリスク

上記リスクのほか、当機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

⑤ 災害等への対応

機構が地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るために、「業務継続計画」を策定しています。

また、機構のシステムは、万が一に備え、機構の外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

① 重要な会計方針及び見積り

当機構の中間財務諸表は、機構関係法令及び我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたっての会計基準は、「第5 経理の状況 (1) 【中間財務諸表】」の「重要な会計方針」に記載のとおりです。

② 当中間事業年度の経営成績の分析

(当中間事業年度の損益状況)

経常収益は2,050億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益2,049億円です。また、経常費用は1,202億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,160億円です。

この結果、経常利益は847億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰入れのための取崩額2,200億円及び公庫時代の貸付けに係る当中間事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額42億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円及び公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額753億円を特別損失として計上しております。

この結果、当中間事業年度の機構全体の間接純利益は136億円となっております。

(当中間事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の24兆6,686億円、負債の部につきましては債券等の24兆4,803億円、純資産総額につきましては地方公共団体出資金等1,883億円を計上しております。

(中間キャッシュ・フローの状況)

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが1,178億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは208億円の収入となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は5,380億円となりました。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間事業年度末における主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間事業年度末において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等については、次のとおりであります。

(1) 新設

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了年月
					総額	既支 払額			
当機構	主たる事 務所	東京都千 代田区	新設	ソフトウ ェア	3	3	自己資金	H27.7	H27.9

(2) 除却、売却等

前事業年度末と同様、記載すべき重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

第4【機構の状況】

1【出資金等の状況】

当機構の資本金については、機構法第4条第1項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とすることとされております。また、同条第2項の規定により、必要があるときは、機構の資本金を増加することができることとされております。

当中間事業年度末の出資金については、次のとおりです。

(平成27年9月30日現在)

	団体数	出資金額(千円)
都道府県	47	6,367,000
市・特別区	813	9,196,200
町村等	929	1,038,900
合計	1,789	16,602,100

※ 町村等には、一部事務組合が含まれます。

なお、同条第3項の規定により、地方公共団体以外の者は機構に出資することができないこととされております。

2【役員の状況】

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	就任年月日
理事	—	成田 康郎	昭和 36 年 7 月 30 日	昭和 59 年 4 月 大蔵省入省 平成 16 年 7 月 国立大学法人長崎大学教授（経済学部） 平成 20 年 7 月 内閣官房内閣参事官 平成 22 年 7 月 財務省財務総合政策研究所研究部長 平成 24 年 7 月 アジア開発銀行研究所総務部長 平成 27 年 7 月 地方公共団体金融機構理事	平成 27 年 7 月 1 日

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
理事	—	志村 仁	平成 27 年 6 月 30 日

(3) 役職の異動

該当ありません。

第 5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当機構の財務諸表は、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成 20 年総務省令第 87 号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当機構は、機構法第 37 条第 1 項の規定に基づき、当中間事業年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間事業年度末 平成 26 年 9 月 30 日		当中間事業年度末 平成 27 年 9 月 30 日		前事業年度末 平成 27 年 3 月 31 日	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
貸付金	2	23,119,767	95.29	23,464,589	95.12	23,437,630	95.57
有価証券		408,999	1.69	649,000	2.63	670,000	2.73
現金預け金		717,990	2.96	538,003	2.18	399,211	1.63
金融商品等差入担保金		—	—	507	0.00	437	0.00
その他資産		12,161	0.05	12,230	0.05	12,384	0.05
有形固定資産	1	2,827	0.01	2,775	0.01	2,840	0.01
無形固定資産		1,176	0.00	1,591	0.01	1,776	0.01
資産の部合計	3	24,262,923	100.00	24,668,696	100.00	24,524,279	100.00
(負債の部)							
債券		19,462,642	80.22	19,589,489	79.41	19,542,864	79.69
借入金		75,500	0.31	110,500	0.45	85,500	0.35
金融商品等受入担保金		103,223	0.43	171,031	0.69	182,246	0.74
その他負債		11,367	0.05	9,729	0.04	11,700	0.05
賞与引当金		56	0.00	54	0.00	50	0.00
役員賞与引当金		6	0.00	8	0.00	7	0.00
退職給付引当金		108	0.00	38	0.00	41	0.00
役員退職慰労引当金		21	0.00	25	0.00	22	0.00
地方公共団体健全化基金		919,840	3.79	920,287	3.73	920,287	3.75
基本地方公共団体健全化基金		918,775	3.79	920,287	3.73	920,287	3.75
組入地方公共団体健全化基金		1,064	0.00	—	—	—	—
特別法上の準備金等	4	3,533,828	14.56	3,679,152	14.91	3,608,067	14.71
金利変動準備金		1,540,000	6.35	1,760,000	7.13	1,540,000	6.28
公庫債権金利変動準備金		1,932,826	7.97	1,866,817	7.57	2,011,515	8.20
利差補てん積立金		61,001	0.25	52,334	0.21	56,552	0.23
負債の部合計		24,106,595	99.36	24,480,318	99.24	24,350,790	99.29
(純資産の部)							
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		92,215	0.38	121,362	0.49	107,703	0.44
一般勘定積立金		76,732	0.32	107,703	0.44	107,703	0.44
一般勘定中間未処分利益		15,482	0.06	13,659	0.06	—	—
評価・換算差額等		△6,155	△0.03	△3,253	△0.01	△4,482	△0.02
管理勘定利益積立金		53,666	0.22	53,666	0.22	53,666	0.22
管理勘定利益積立金		53,666	0.22	53,666	0.22	53,666	0.22
管理勘定中間未処分利益		—	—	—	—	—	—
純資産の部合計		156,327	0.64	188,378	0.76	173,489	0.71
負債及び純資産の部合計		24,262,923	100.00	24,668,696	100.00	24,524,279	100.00

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間事業年度 自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日		当中間事業年度 自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日		前事業年度 自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		219,515	100.00	205,019	100.00	434,569	100.00
資金運用収益		216,706		204,935		428,977	
役務取引等収益		81		78		112	
その他業務収益		0		0		0	
その他経常収益		2,726		6		5,479	
地方公共団体健全化基金受入額		2,721		—		5,467	
その他の経常収益		5		6		11	
経常費用		128,831	58.69	120,275	58.67	254,070	58.46
資金調達費用		124,230		116,049		246,060	
役務取引等費用		147		165		294	
その他業務費用		2,944		2,503		4,632	
営業経費		1,508		1,557		3,083	
経常利益		90,683	41.31	84,744	41.33	180,499	41.54
特別利益		224,680	102.35	224,217	109.36	229,129	52.73
公庫債権金利変動準備金取崩額	2	220,000		220,000		220,000	
利差補てん積立金取崩額		4,680		4,217		9,129	
特別損失		299,881	136.61	295,302	144.04	378,658	87.13
固定資産処分損		—		—		88	
金利変動準備金繰入額		220,000		220,000		220,000	
公庫債権金利変動準備金繰入額		79,881		75,302		158,570	
中間（当期）純利益	1	15,482	7.05	13,659	6.66	30,971	7.13

③【中間純資産変動計算書】

区分	注記 番号	前中間事業年度	当中間事業年度	前事業年度
		自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
出資者資本				
地方公共団体出資金				
当期首残高		16,602	16,602	16,602
当中間期変動額				
当中間期変動額合計		—	—	—
当中間期末残高		16,602	16,602	16,602
利益剰余金				
一般勘定積立金				
当期首残高		76,732	107,703	76,732
当中間期変動額				
中間純利益		—	—	30,971
当中間期変動額合計		—	—	30,971
当中間期末残高		76,732	107,703	107,703
一般勘定中間未処分利益				
当期首残高		—	—	—
当中間期変動額				
中間純利益		15,482	13,659	—
当中間期変動額合計		15,482	13,659	—
当中間期末残高		15,482	13,659	—
利益剰余金合計				
当期首残高		76,732	107,703	76,732
当中間期変動額				
中間純利益		15,482	13,659	30,971
当中間期変動額合計		15,482	13,659	30,971
当中間期末残高		92,215	121,362	107,703
出資者資本合計				
当期首残高		93,334	124,305	93,334
当中間期変動額				
中間純利益		15,482	13,659	30,971
当中間期変動額合計		15,482	13,659	30,971
当中間期末残高		108,817	137,964	124,305
評価・換算差額等				
繰延ヘッジ損益				
当期首残高		△4,225	△4,482	△4,225
当中間期変動額				
中間純利益		—	—	—
出資者資本以外の項目の 当中間期変動額 （純額）		△1,930	1,229	△256
当中間期変動額合計		△1,930	1,229	△256
当中間期末残高		△6,155	△3,253	△4,482

		前中間事業年度 自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	当中間事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	前事業年度 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
区分	注記 番号	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
管理勘定利益積立金				
当期首残高		53,666	53,666	53,666
当中間期変動額				
中間純利益		—	—	—
当中間期変動額合計		—	—	—
当中間期末残高		53,666	53,666	53,666
管理勘定中間未処分利益				
当期首残高		—	—	—
当中間期変動額				
中間純利益		—	—	—
当中間期変動額合計		—	—	—
当中間期末残高		—	—	—
純資産合計				
当期首残高		142,775	173,489	142,775
当中間期変動額				
中間純利益		15,482	13,659	30,971
出資者資本以外の項目の 当中間期変動額 （純額）		△1,930	1,229	△256
当中間期変動額合計		13,552	14,888	30,714
当中間期末残高		156,327	188,378	173,489

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間事業年度	当中間事業年度	前事業年度
		自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日	自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日	自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
中間純利益		15,482	13,659	30,971
減価償却費		172	277	480
資金運用収益		△216,706	△204,935	△428,977
資金調達費用		124,230	116,049	246,060
賞与引当金の増加額（△は減少額）		5	3	△0
役員賞与引当金の増加額（△は減少額）		△0	0	0
退職給付引当金の減少額		△8	△3	△74
役員退職慰労引当金の増加額（△は減少額）		△0	2	△0
地方公共団体健全化基金の減少額		△2,721	—	△5,467
金利変動準備金の増加額		220,000	220,000	220,000
公庫債権金利変動準備金の減少額		△140,118	△144,697	△61,429
利差補てん積立金の減少額		△4,680	△4,217	△9,129
貸付金の純増(△)減		△36,790	△26,959	△354,653
債券の純増減(△)		37,387	45,238	116,129
借入金の純増減(△)		△20,000	25,000	△10,000
資金運用による収入		217,955	206,212	429,619
資金調達による支出		△125,680	△116,623	△245,338
その他		58,143	△11,110	138,435
営業活動によるキャッシュ・フロー		126,670	117,898	66,626
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の償還による収入		1,298,000	1,305,000	3,300,000
有価証券の取得による支出		△1,172,994	△1,284,000	△3,435,994
有形固定資産の取得による支出		△319	△0	△396
無形固定資産の取得による支出		△541	△104	△1,393
投資活動によるキャッシュ・フロー		124,144	20,894	△137,784
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
公営競技納付金収入		—	—	3,193
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—	3,193
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額（△は減少額）		250,815	138,792	△67,964
VI 現金及び現金同等物の期首残高		467,175	399,211	467,175
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高		717,990	538,003	399,211

重要な会計方針

項目	前中間事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。	同左	同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法によっております。	同左	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 23年～47年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
4. 繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左	同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、

項目	前中間事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	<p>当中間事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金</p> <p>b ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券</p> <p>c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)
	<p>(3) ヘッジ方針</p> <p>金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。</p> <p>また、外貨預金の元利息の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
8. (中間) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」であります。	同左	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。

項目	前中間事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)
9. 地方公共団体健全化基金の会計処理	<p>「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「機構法」という。)第46条第1項の規定に基づき地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、機構法第46条第5項の規定に準じて同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に準じて前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p>	同左	<p>機構法第46条第1項の規定に基づき地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、機構法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)
10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、機構法第38条第1項、第3項及び機構法附則第9条第8項及び第10項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条及び第23条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、機構法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p>	同左	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、機構法第38条第1項、第3項、機構法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条並びに、「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条及び第23条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、機構法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
11. 利差補てん積立金の会計処理	<p>公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、機構法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	同左	同左

項目	前中間事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月 30日)	当中間事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月 30日)	前事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月 31日)
12. 管理勘定利益積立金の会計処理	_____	_____	管理勘定において生じた利益については、機構法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。
13. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によりしております。	同左	同左

追加情報

項目	前中間事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)
1. 厚生年金基金の代行部分返上について	_____	_____	<p>確定給付企業年金法に基づき、当機構が加入する公庫企業年金基金が、平成 26 年 10 月 1 日付で厚生労働大臣より厚生年金基金代行部分の過去分返上の認可を受けました。これに伴う、当機構の「退職給付適用指針」第 46 項を適用した場合に生じる損益への影響はありません。</p>
2. 国庫納付について	_____	_____	<p>平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間に、総額 6,000 億円以内で、機構法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成 27 年度においては「平成 27 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成 27 年総務省・財務省令第 1 号）に基づき、同準備金 3,000 億円を取り崩し、同額を国庫に納付することとなっております。</p>

注記事項等

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間事業年度末 (平成26年9月30日)	当中間事業年度末 (平成27年9月30日)	前事業年度末 (平成27年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	319 百万円	450 百万円	384 百万円
2. 貸付金	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	同左	同左
3. 担保提供資産	機構法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債	機構法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債	機構法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債

	券	券	債券
項目	前中間事業年度末 (平成26年9月30日)	当中間事業年度末 (平成27年9月30日)	前事業年度末 (平成27年3月31日)
	等19,462,642百万円の一般担保に供しております。	等19,589,489百万円の一般担保に供しております。	等19,542,864百万円の一般担保に供しております。
4. 特別法上の準備金等	(1) 金利変動準備金 機構法第38条第1項、第3項、機構法附則第9条第8項及び第10項の規定に準ずるものであります。 (2) 公庫債権金利変動準備金 機構法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準ずるものであります。 (3) 利差補てん積立金 機構法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものであります。	(1) 金利変動準備金 同左 (2) 公庫債権金利変動準備金 同左 (3) 利差補てん積立金 同左	(1) 金利変動準備金 機構法第38条第1項、第3項、機構法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものであります。 (2) 公庫債権金利変動準備金 機構法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものであります。 (3) 利差補てん積立金 同左

(中間損益計算書関係)

項目	前中間事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期(中間)純利益の勘定別内訳	一般勘定 15,482百万円 管理勘定 一百万円	一般勘定 13,659百万円 管理勘定 一百万円	一般勘定 30,971百万円 管理勘定 一百万円

(金融商品関係)

I 前中間事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会は原則年4回開催し、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等

の早期是正措置が講じられていること。

- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 25 年度から平成 29 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めております。
- ・旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。

また、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。このため機構は、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、定期的に推移等の確認を行うこととしたアウトライヤー比率は、平成 26 年 9 月 30 日現在、以下のとおりであります。

○ アウトライヤー比率 () 内は前年同期比

(単位:百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 長期借入金 (d)	
一般勘定	18.3% (+0.2%)	△467,734 (△49,515)	△1,681,482 (△268,070)	1,213,748 (+218,554)	2,562,501 (+247,601)

アウトライヤー比率は以下の条件等に基づき算出しております。

・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

・指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、平成26年9月30日現在の国債レートを用いております。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成26年9月30日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律200ベーシス・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成26年9月30日現在の金利が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は38,362百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は38,900百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 26 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,119,767	24,870,037	1,750,270
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	408,999	408,997	△2
(3) 現金預け金	717,990	717,990	—
資産計	24,246,757	25,997,024	1,750,267
(1) 債券	19,462,642	20,323,077	860,434
(2) 借入金	75,500	77,130	1,630
(3) 金融商品等受入担保金	103,223	103,223	—
負債計	19,641,366	20,503,432	862,065
デリバティブ取引 (*1) ヘッジ会計が適用されているもの	4	4	—
デリバティブ取引計	4	4	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成 26 年 9 月 30 日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	—	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	国庫短期証券	29,999	29,997	△2
	譲渡性預金	379,000	379,000	—
	小計	408,999	408,997	△2
合計		408,999	408,997	△2

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	83,500	83,500	4	取引先金融機関から提示された価格によっている。
	支払変動・受取固定		58,500	58,500	442	
	支払固定・受取変動		25,000	25,000	△437	
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	115,000	115,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,131,059	1,131,059	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	109,000	-	※2	
合計			1,438,559	1,329,559	4	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
	貸付金	1,598,723	1,641,283	1,635,219	1,592,525	1,559,002	6,709,974	6,915,883
有価証券								
満期保有目的のもの	409,000	-	-	-	-	-	-	-
預け金	717,990	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の中間決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
	債券	1,731,876	1,658,250	1,872,536	1,725,554	1,854,643	8,285,659	2,120,195
借入金	-	-	-	-	30,000	45,500	-	-

II 当中間事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、地方公共団体に対し、最長 40 年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄っており、貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に A L M 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。A L M 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

① 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

○借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対し、最長 40 年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 25 年度から平成 29 年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、機構では、市場動向を踏まえた最も有利な条件での債券の募集発行を機動的に行うことを第一義としながら、FLIP やフレックス枠を活用し、10 年を超える超長期債の継続的な発行など債券の発行年限をきめ細かく調整することで、負債（債券等）デュレーションの長期化に努めるなど、デュレーションギャップの縮小に取り組んでおります。

- ・貸付けにおいても、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約4割を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしております。
- ・なお、先述のとおり、公営企業債の償還年限を最長40年に延長することとしており、これにより一定程度のデュレーションギャップの拡大が見込まれるものの、金利リスクへの備えとして金利変動準備金を保有しております。さらに、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしており、金利リスクの軽減に努めております。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、平成27年度から平成29年度までの3年間で、機構法附則第14条の規定に基づき、総額6,000億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

○調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、アウトライヤー比率（上下200bpの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、定期的に推移等の確認を行うこととしたアウトライヤー比率は、平成27年9月30日現在、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に相当 する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 長期借入金 (d)	
一般勘定	20.4% (+2.1%)	△572,970 (△105,236)	△1,926,268 (△244,785)	1,353,297 (+139,548)	2,814,999 (+252,497)

(注) () 内は前年同期比

アウトライヤー比率は以下の条件等に基づき算出しております。

・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

・指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、平成 27 年 9 月 30 日現在の国債レートを用いております。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成 27 年 9 月 30 日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律 200 ベーシス・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200 ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 27 年 9 月 30 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 32,386 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 32,821 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰

りリスク)及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、本邦金融機関にバーゼルⅢの流動性規制が適用されたことを踏まえ、本来規制の対象外である機構においても、その自主的な取組みとして流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,464,589	25,345,598	1,881,009
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	649,000	649,000	-
(3) 現金預け金	538,003	538,003	-
(4) 金融商品等差入担保金	507	507	-
資産計	24,652,099	26,533,109	1,881,009
(1) 債券	19,589,489	20,456,421	866,931
(2) 借入金	110,500	112,558	2,058
(3) 金融商品等受入担保金	171,031	171,031	-
負債計	19,871,021	20,740,011	868,989
デリバティブ取引(*1)			
ヘッジ会計が適用されているもの	1,150	1,150	-
デリバティブ取引計	1,150	1,150	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成27年9月30日現在の国債レートをを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	譲渡性預金	649,000	649,000	-
	小計	649,000	649,000	-
合計		649,000	649,000	-

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で

割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	71,500	71,500	1,150	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	75,000	75,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,233,354	1,233,354	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	130,000	-	※2	
合計			1,509,854	1,379,854	1,150	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	10年超	20年超

		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	10年以内	20年以内	30年以内
貸付金	1,645,874	1,665,060	1,659,271	1,643,632	1,606,250	6,754,095	6,951,433	1,538,971
有価証券								
満期保有目的のもの	649,000	-	-	-	-	-	-	-
預け金	538,003	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の中間決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
債券	1,658,250	1,900,536	1,734,890	1,854,643	1,985,343	8,039,191	2,241,525	177,000
借入金	-	25,000	-	30,000	10,000	45,500	-	-

Ⅲ 前事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的なリスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、地方公共団体に対し、最長30年（平成27年度以降は最長40年）で貸付を行います。一方で貸付原資については期間10年の債券発行を中心に賄っており、貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆転となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的なリスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制において原則としてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

○借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年（平成 27 年度以降は最長 40 年）で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 25 年度から平成 29 年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、機構では、市場動向を踏まえた最も有利な条件での債券の募集発行を機動的に行うことを第一義としながら、FLIPやフレックス枠を活用し、10 年を超える超長期債の継続的な発行など債券の発行年限をきめ細かく調整することで、負債（債券等）デュレーションの長期化に努めるなど、デュレーションギャップの縮小に取り組んでおります。
- ・貸付けにおいても、一般勘定における貸付残高の約 4 割を占める臨時財政対策債等について、他の貸付けと同様償還年限が最大 30 年以内であるものの 10 年ごとに利率を見直すこととされていることから、結果として資産（貸付）デュレーションの抑制に寄与しております。
- ・なお、先述のとおり、公営企業債の償還年限を最長 40 年に延長することとしており、これにより一定程度のデュレーションギャップの拡大が見込まれるものの、金利リスクへの備えとして金利変動準備金を保有しております。さらに、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしており、金利リスクの軽減に努めております。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。

なお、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、機構法附則第 14 条の規定に基づき、総額 6,000 億円以内で管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

○調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ

取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前述のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、定期的に推移等の確認を行うこととしたアウトライヤー比率は、平成 27 年 3 月 31 日現在、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 長期借入金 (d)	
一般勘定	22.4% (+1.8%)	△578,975 (△96,937)	△1,855,809 (△286,075)	1,276,833 (+189,137)	2,580,111 (+248,440)

(注) () 内は前年同期比

アウトライヤー比率は以下の条件に基づき算出しております。

・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

・指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、平成 27 年 3 月 31 日現在の国債レートを用いております。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成 27 年 3 月 31 日現在、金利を除くリスク変数が一定で

あることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律 200 ベーシス・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200 ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 27 年 3 月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 36,604 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 37,102 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、本邦金融機関の一部にバーゼルⅢの流動性規制が適用されたことを踏まえ、本来規制の対象外である機構においても、その自主的な取組みとして流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 27 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,437,630	25,359,637	1,922,007
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	670,000	670,000	-
(3) 現金預け金	399,211	399,211	-
(4) 金融商品等差入担保金	437	437	-
資産計	24,507,278	26,429,285	1,922,007
(1) 債券	19,542,864	20,453,505	910,640
(2) 借入金	85,500	87,373	1,873
(3) 金融商品等受入担保金	182,246	182,246	-
負債計	19,810,611	20,723,125	912,513
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成 27 年 3 月 31 日現在の国債レートをを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を越え ないもの	譲渡性預金	670,000	670,000	-
	小計	670,000	670,000	-
合計		670,000	670,000	-

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	-	-	-	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	95,000	95,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,243,804	1,243,804	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	135,000	-	※2	
合計			1,473,804	1,338,804	-	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
	貸付金	1,636,841	1,653,076	1,633,833	1,614,776	1,582,109	6,722,939	6,990,554
有価証券								
満期保有目的のもの	670,000	-	-	-	-	-	-	-
預け金	399,210	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
	債券	1,730,970	1,847,228	1,745,824	1,804,268	2,055,327	8,025,684	2,159,110
借入金	-	-	-	30,000	10,000	45,500	-	-

(有価証券関係)

I 前中間事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成26年9月30日現在)

(単位:百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	29,999	29,997	△2	-	△2
譲渡性預金	379,000	379,000	-	-	-
合計	408,999	408,997	△2	-	△2

(注)1. 国庫短期証券の時価は、当中間事業年度末における市場価格に基づいております。

2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

II 当中間事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 27 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
譲渡性預金	649,000	649,000	-	-	-

(注)1. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

III 前事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 27 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
譲渡性預金	670,000	670,000	-	-	-

(注) 1. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(デリバティブ取引関係)

項目	前中間事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
取引の状況に関する事項	<p>1. 取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります。</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。 金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金 b ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 同左</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 同左</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)
	<p>c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金</p> <p>(3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。 ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リ</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 同左</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)
	<p>スクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p> <p>4. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。 また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。</p>	<p>4. 取引に係るリスク管理体制 同左</p>	<p>4. 取引に係るリスク管理体制 同左</p>

(退職給付関係)

項目	前中間事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要			当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。
2. 確定給付型の制度			<p>(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <p>期首における退職給付引当金 116 百万円</p> <p>退職給付費用 △5 百万円</p> <p>退職給付の支払額 △0 百万円</p> <p>制度への拠出額 <u>△68 百万円</u></p> <p>期末における退職給付引当金 <u>41 百万円</u></p> <p>(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表</p> <p>積立型制度の退職給付債務 278 百万円</p> <p>年金資産 <u>△267 百万円</u> 11 百万円</p> <p>非積立型制度の退職給付債務 <u>30 百万円</u></p> <p>貸借対照表に計上された負債と資産の純額 <u>41 百万円</u></p> <p>退職給付引当金 <u>41 百万円</u></p> <p>貸借対照表に計上された負債と資産の純額 <u>41 百万円</u></p>

項目	前中間事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 9 月 30 日)	当中間事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)
			(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給 付費用 △5百万円

(重要な後発事象)

項目	前中間事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)	当中間事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
国庫納付について	_____	平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間に、総額 6,000 億円以内で、機構法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成 27 年度においては「平成 27 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成 27 年総務省・財務省令第 1 号)に基づき、同準備金 3,000 億円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。	_____

(勘定別情報関係)

I 前中間事業年度

勘定別情報（中間貸借対照表関係）
（平成26年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	9,876,279	13,243,487		23,119,767
有価証券	408,999			408,999
現金預け金	717,990			717,990
その他資産	3,985	8,176		12,161
有形固定資産	2,827			2,827
無形固定資産	1,176			1,176
一般勘定貸		681,239	△ 681,239	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	192,831		△ 192,831	
資産の部合計	11,204,091	13,932,903	△ 874,070	24,262,923
負債の部				
債券	7,778,930	11,683,712		19,462,642
借入金	75,500			75,500
金融商品等受入担保金	103,223			103,223
その他負債	2,503	8,864		11,367
賞与引当金	56			56
役員賞与引当金	6			6
退職給付引当金	108			108
役員退職慰労引当金	21			21
地方公共団体健全化基金	919,840			919,840
基本地方公共団体健全化基金	918,775			918,775
組入地方公共団体健全化基金	1,064			1,064
管理勘定借	681,239		△ 681,239	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		192,831	△ 192,831	
特別法上の準備金等	1,540,000	1,993,828		3,533,828
金利変動準備金	1,540,000			1,540,000
公庫債権金利変動準備金		1,932,826		1,932,826
利差補てん積立金		61,001		61,001
負債の部合計	11,101,429	13,879,236	△ 874,070	24,106,595
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	92,215			92,215
一般勘定積立金	76,732			76,732
一般勘定中間未処分利益	15,482			15,482
評価・換算差額等	△ 6,155			△ 6,155
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	102,661	53,666		156,327
負債及び純資産の部合計	11,204,091	13,932,903	△ 874,070	24,262,923

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、機構法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定中間未処分利益、管理勘定中間未処分利益

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計

上し、管理勘定の「中間純利益」は、「管理勘定中間未処分利益」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

機構法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、機構法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（中間損益計算書関係）
（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	65,761	162,146	△ 8,391	219,515
資金運用収益	60,166	156,540		216,706
役務取引等収益	81			81
その他業務収益	0			0
その他経常収益	2,726			2,726
地方公共団体健全化基金受入額	2,721			2,721
その他の経常収益	5			5
管理勘定事務受託費	446		△ 446	
地方公共団体健全化基金受取利息	2,339		△ 2,339	
一般勘定貸受取利息		54	△ 54	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		5,552	△ 5,552	
経常費用	50,278	86,944	△ 8,391	128,831
資金調達費用	41,550	82,680		124,230
役務取引等費用	46	101		147
その他業務費用	1,676	1,268		2,944
営業経費	1,399	109		1,508
管理勘定借支払利息	54		△ 54	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	5,552		△ 5,552	
一般勘定事務委託費		446	△ 446	
地方公共団体健全化基金支払利息		2,339	△ 2,339	
経常利益	15,482	75,201		90,683
特別利益	220,000	224,680	△ 220,000	224,680
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		4,680		4,680
特別損失	220,000	299,881	△ 220,000	299,881
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		79,881		79,881
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
中間純利益	15,482			15,482

II 当中間事業年度

勘定別情報（中間貸借対照表関係）
（平成 27 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	11,531,840	11,932,748		23,464,589
有価証券	649,000			649,000
現金預け金	538,003			538,003
金融商品等差入担保金	507			507
その他資産	4,991	7,238		12,230
有形固定資産	2,775			2,775
無形固定資産	1,591			1,591
一般勘定貸		707,979	△ 707,979	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	92,831		△ 92,831	
資産の部合計	12,821,540	12,647,966	△ 800,810	24,668,696
負債の部				
債券	9,014,778	10,574,711		19,589,489
借入金	110,500			110,500
金融商品等受入担保金	171,031			171,031
その他負債	2,124	7,605		9,729
賞与引当金	54			54
役員賞与引当金	8			8
退職給付引当金	38			38
役員退職慰労引当金	25			25
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	707,979		△ 707,979	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		92,831	△ 92,831	
特別法上の準備金等	1,760,000	1,919,152		3,679,152
金利変動準備金	1,760,000			1,760,000
公庫債権金利変動準備金		1,866,817		1,866,817
利差補てん積立金		52,334		52,334
負債の部合計	12,686,828	12,594,300	△ 800,810	24,480,318
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	121,362			121,362
一般勘定積立金	107,703			107,703
一般勘定中間未処分利益	13,659			13,659
評価・換算差額等	△ 3,253			△ 3,253
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	134,711	53,666		188,378
負債及び純資産の部合計	12,821,540	12,647,966	△ 800,810	24,668,696

（注） 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、機構法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第 3 項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定中間未処分利益、管理勘定中間未処分利益

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上し、管理勘定の「中間純利益」は、「管理勘定中間未処分利益」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

機構法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、機構法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（中間損益計算書関係）
（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	67,458	144,150	△ 6,590	205,019
資金運用収益	65,876	139,059		204,935
役務取引等収益	78			78
その他業務収益	0			0
その他経常収益	6			6
管理勘定事務受託費	389		△ 389	
地方公共団体健全化基金受取利息	1,108		△ 1,108	
一般勘定貸受取利息		9	△ 9	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		5,082	△ 5,082	
経常費用	53,799	73,095	△ 6,590	120,275
資金調達費用	45,724	70,325		116,049
役務取引等費用	73	91		165
その他業務費用	1,444	1,058		2,503
営業経費	1,465	92		1,557
管理勘定借支払利息	9		△ 9	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	5,082		△ 5,082	
一般勘定事務委託費		389	△ 389	
地方公共団体健全化基金支払利息		1,108	△ 1,108	
経常利益	13,659	71,085		84,744
特別利益	220,000	224,217	△ 220,000	224,217
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		4,217		4,217
特別損失	220,000	295,302	△ 220,000	295,302
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		75,302		75,302
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
中間純利益	13,659			13,659

Ⅲ 前事業年度

勘定別情報（貸借対照表関係）
（平成27年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機 構
資産の部				
貸付金	10,868,072	12,569,557		23,437,630
有価証券	670,000			670,000
現金預け金	399,211			399,211
金融商品等差入担保金	437			437
その他資産	3,935	8,449		12,384
有形固定資産	2,840			2,840
無形固定資産	1,776			1,776
一般勘定貸		810,328	△ 810,328	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	92,831		△ 92,831	
資産の部合計	12,039,104	13,388,335	△ 903,160	24,524,279
負債の部				
債券	8,378,442	11,164,422		19,542,864
借入金	85,500			85,500
金融商品等受入担保金	182,246			182,246
その他負債	2,352	9,348		11,700
賞与引当金	50			50
役員賞与引当金	7			7
退職給付引当金	41			41
役員退職慰労引当金	22			22
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	810,328		△ 810,328	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		92,831	△ 92,831	
特別法上の準備金等	1,540,000	2,068,067		3,608,067
金利変動準備金	1,540,000			1,540,000
公庫債権金利変動準備金		2,011,515		2,011,515
利差補てん積立金		56,552		56,552
負債の部合計	11,919,280	13,334,669	△ 903,160	24,350,790
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	107,703			107,703
一般勘定積立金	107,703			107,703
評価・換算差額等	△ 4,482			△ 4,482
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	119,823	53,666		173,489
負債及び純資産の部合計	12,039,104	13,388,335	△ 903,160	24,524,279

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、機構法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第 3 項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、機構法第 39 条第 1 項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、機構法附則第 13 条第 8 項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

機構法附則第 13 条第 4 項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、機構法附則第 9 条第 12 項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（損益計算書関係）
（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機 構
経常収益	133,507	317,463	△ 16,401	434,569
資金運用収益	122,477	306,500		428,977
役務取引等収益	112			112
その他業務収益	0			0
その他経常収益	5,479			5,479
地方公共団体健全化基金受入額	5,467			5,467
その他の経常収益	11			11
管理勘定事務受託費	774		△ 774	
地方公共団体健全化基金受取利息	4,663		△ 4,663	
一般勘定貸受取利息		94	△ 94	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		10,869	△ 10,869	
経常費用	102,448	168,023	△ 16,401	254,070
資金調達費用	85,610	160,449		246,060
役務取引等費用	104	189		294
その他業務費用	2,844	1,787		4,632
営業経費	2,925	158		3,083
管理勘定借支払利息	94		△ 94	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	10,869		△ 10,869	
一般勘定事務委託費		774	△ 774	
地方公共団体健全化基金支払利息		4,663	△ 4,663	
経常利益	31,059	149,440		180,499
特別利益	220,000	229,129	△ 220,000	229,129
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		9,129		9,129
特別損失	220,088	378,570	△ 220,000	378,658
固定資産処分損	88			88
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		158,570		158,570
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
当期純利益	30,971			30,971

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当中間事業年度末（平成 27 年 9 月 30 日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

①資産の部

現金預け金	銀行への預け金 538,003 百万円その他であります。
その他資産	未収収益 11,077 百万円（貸付金利息 10,849 百万円その他）、その他の資産 1,152 百万円（金利スワップ資産 1,035 百万円その他）であります。

②負債の部

その他負債	未払費用 9,472 百万円（債券利息 9,402 百万円）その他であります。
-------	---

(3) 【その他】

該当ありません。

第 6 【機構の参考情報】

機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：<http://www.jfm.go.jp/>）

独立監査人の中間監査報告書

平成 27 年 11 月 19 日

地方公共団体金融機構
理事長 瀧野 欣 彌 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡 村 俊 克	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深 田 豊 大	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋 山 修 一 郎	印

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第 37 条第 1 項の規定に基づき、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 8 期事業年度の中間会計期間（平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間純資産変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する理事長の責任

理事長の責任は、機構関係法令（法及び法に基づく命令その他関係法令をいう。以下同じ。）及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、機構の平成 27 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当機構が別途保管しております。
2. 第 5【経理の状況】に掲げられている財務諸表は、独立監査人の監査を受けた財務諸表について、当機構において前事業年度の財務諸表を併せて掲げるために加工したものであります。

